

山口きらら博記念公園 アーバンスポーツパーク実証実験業務委託 仕 様 書

1 業務名称

山口きらら博記念公園 アーバンスポーツパーク実証実験業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月29日まで

3 委託上限額

20,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 業務場所

山口きらら博記念公園東駐車場周辺（山口市阿知須きらら浜）

5 業務内容

（1）仮設アーバンスポーツパークの企画・設置及び運営

- ①アスファルト舗装面（縦45m×横30m程度）を活用したBMX・スケートボードパークの企画・仮設・運営
- ②ダート（土）のミニBMXコースの運営
- ③ポップアップストアの企画・設置・運営

（2）アーバンスポーツパーク導入に向けた調査・検討

- ・アンケート調査の実施
- ・実証実験の評価、公園におけるアーバンスポーツパーク導入の検討内容について取りまとめた報告書作成

（3）打合せ協議

- ・実証実験開始前・中間・完了の3回（WEB可）

6 委託条件

（1）実施体制等

受託者は、業務責任者、連絡担当者及び業務従事者を定め、契約締結後速やかに県へ報告すること。原則として、履行期間を通じ、業務遂行における体制の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、県に申し出ること。

(2) 実施計画書

受託者は、契約後速やかに、実施方法を取りまとめたプロジェクト実施計画書（任意様式）を作成し、県の了解を得ること。

(3) 委託料の支払等

委託料の対象となる経費は、直接業務履行のために必要となる人件費、謝金、旅費、消耗品費、賃借料、印刷製本費、光熱水費などであり、その他一切の経費は、委託料に含まれるものとする。

パソコンのように汎用性が高い物品および耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上となる物品の購入費用、業務委託期間外の賃借料に関しては、委託料の対象外とする。

(4) 経理処理

受託者は本業務に係る経理処理について、収入額及び支出額を記載し、経費の使途を明らかにすること。

7 業務の成果物

(1) 業務完了報告書

成果物の様式、記載内容について、事前に県と協議し承認を受けた上で提出すること。

(2) 成果物は電子データ（Word、Excel、PowerPoint 等）で提出すること。

(3) 委託料の支払いは、受託者が業務完了報告書を提出し、県が請求された委託経費内訳の額を項番6（4）に記した証拠書類に基づき確認した後となる予定。